

特定非営利活動法人ふあいと定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ふあいとという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を三原市本郷町船木3966番地3に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、発達障害等の障害のある人に対して、療育等の事業を行い、障害のある人の自立と社会参加の促進に寄与することを目的とする。同時に、地域社会に対して子育て等の日常生活を支援し1人1人が尊重される豊かな地域社会作りの推進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係わる事業
 - ① 発達遅延者等療育事業
 - ② 子育て支援等の事業
 - ③ 障害者等の就労支援事業
 - ④ 障害児通所支援事業
 - ⑤ 生活介護事業
 - ⑥ 知識や技能の向上に必要な学習・教育等に関する事業
 - ⑦ 地域社会に向けての啓発を行う事業
 - ⑧ 相談支援事業
 - ⑨ 共同生活における教育、更生及び自立のための事業

- (ア) 農産物の生産、加工及び販売
 - (イ) 農業生産に係る作業受託
 - (ウ) 農業体験農園の運営
- ⑩ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、正会員のみとし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

正会員 この法人の目的に賛同して入会し、活動を推進する個人及び団体

(入会)

第7条 正会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) 障害のある人等の支援に関して熱意を有するもの
- (2) 障害のある人の家族等に対して適切な助言ができるもの

2 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 除名されたとき

(退会)

第9条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
 - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が

選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

（開催）

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき

（招集）

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（議長）

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面により同意の意思を表示したことにより、総会の決議があつたものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会があつたものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があつたものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行う者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることがで

きる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会の議決により選定された団体に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	石 飛 勉
副理事長	平 本 英 司
理事	深 山 暁
監事	砂 田 康 伸

- 3 この法人の設立当初の役員任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、設立の日から平成19年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、平成18年4月1日から平成19年3月31日までとする。

令和2年度事業計画書

特定非営利活動法人ふぁいと

1 事業実施の方針

令和2年度は、療育事業では主に相談支援事業に力をいれ、保護者のニーズや悩みに寄り添った療育を行う。

また、本年度からスタートする農業は、将来的に障がい者の自立の足掛かりとなれるような収益性の高い事業を目指す。

三原市の子どもが一人でも多く自立できるように職員の勉強会を実施した。

内部の組織力をあげるために、内部監査を実施し他施設との連携や、いいところを吸収できるようにしていく。

たかかげ祭りは、新型コロナウイルスの影響から中止の方向で検討している。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
① 発達遅延者等療育事業	発達障がい児への支援、相談等を行う。	週5から6回	4事業所等	40名	3歳児から18歳までを1日10名程度	83,300
② 子育て支援等の事業	卒園された保護者の相談を行う。					
③ 障がい者等の就労支援事業	障がい者の自立に向けた就労環境を整える。					
④ 障がい児通所支援事業	毎日通園できる事業所の整備を行う。					
⑤ 生活介護事業	重度障がい者の支援を行う。					
⑥ 知識や技能の向上に必要な学習・教育等に関する事業	教員資格をもった職員を雇用し個別支援学習を実施する。					
⑦ 地域社会に向けての啓発を行う事業	お祭り、チラシ等を通じて啓発する。					
⑧ 相談支援事業	サービス提供・更新の相談をうける。					
⑨ 共同生活における教育、更正及び自立のための事業 (ア) 農作物の生産、加工及び販売 (イ) 農業生産	将来的に、障がい者の就労支援を実施するための準備を行う。	月3回	三原市本郷町の耕作放棄地	10人	障がい児及び、地域の高齢者10人程度	0

(ウ)	に係わる 作業受託 農業体験 農園の運 営						
-----	-----------------------------------	--	--	--	--	--	--

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載し た事業)	事業内容	実施 予 定 日 時	実施 予 定 場 所	従事者 の 予 定 人 数	事業費の 予算額 (単位：千円)
なし					

令和3年度事業計画書

特定非営利活動法人ふぁいと

1 事業実施の方針

令和3年度は、開所以来療育でかかわってきた子ども達が、社会人になり始める時期にもあたるので、令和2年度からスタートした農業を更に収益性の高い事業に進化させていく。これまでの、就労支援など既存の制度にのらない、稼げる農業を実現し障がい者の自立を応援する。

また、たかかけ祭りは、コロナの状況をみながら開催を決定する。。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
① 発達遅延者等療育事業	発達障がい児への支援、相談等を行う。	週5から6回	4事業所等	40名	3歳児から18歳までを1日10名程度	83,300
② 子育て支援等の事業	卒園された保護者の相談を行う。					
③ 障がい者等の就労支援事業	障がい者の自立に向けた就労環境を整える。					
④ 障がい児通所支援事業	毎日通園できる事業所の整備を行う。					
⑤ 生活介護事業	重度障がい者の支援を行う。					
⑥ 知識や技能の向上に必要な学習・教育等に関する事業	教員資格をもった職員を雇用し個別支援学習を実施する。					
⑦ 地域社会に向けての啓発を行う事業	お祭り、チラシ等を通じて啓発する。					
⑧ 相談支援事業	サービス提供・更新の相談をうける。					
⑨ 共同生活における教育、更正及び自立のための事業 (ア) 農作物の生産、加工及び販売 (イ) 農業生産に係わる作業受託 (ウ) 農業体験農園の運営	将来的に、障がい者の就労支援を実施するための準備を行う。	月3回	三原市本郷町の耕作放棄地	10人	障がい児及び、地域の高齢者10人程度	0

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載した事業)	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
なし					

令和2年度 活動予算書
 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
 特定非営利活動法人ふあいと

(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0	0	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0		
施設等受入評価益	0	0	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	
4. 事業収益			
療育事業収益	80,500,000		
農業事業収益	2,000,000	82,500,000	
5. その他収益			
受取利息	300,000		
雑収益	500,000	800,000	
経常収益計			83,300,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 療育事業			
① 人件費			
給料手当	50,000,000		
法定福利費	8,000,000		
福利厚生費	900,000		
賞与	8,000,000		
人件費計	66,900,000		
② その他経費			
会議費	600,000		
旅費交通費	1,000,000		
地代家賃	4,000,000		
減価償却費	800,000		
支払手数料	400,000		
交際費	1,600,000		
広告宣伝費	300,000		
通信費	700,000		
消耗品費	1,000,000		
事務用消耗品費	100,000		
修繕費	300,000		
水道光熱費	1,700,000		
保険料	400,000		
租税公課	3,500,000		
その他経費計	16,400,000		
(1) 農業事業			
① 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
福利厚生費	0		
賞与	0		
人件費計	0		
② その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
地代家賃	0		

減価償却費	0		
支払手数料	0		
交際費	0		
広告宣伝費	0		
通信費	0		
消耗品費	0		
事務用消耗品費	0		
修繕費	0		
水道光熱費	0		
保険料	0		
租税公課	0		
その他経費計	0		
事業費計		83,300,000	✓
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費			
減価償却費			
支払利息			
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			83,300,000
当期経常増減額			0
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			0
前期繰越正味財産額			139,219,445
次期繰越正味財産額			139,219,445

※当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

令和3年度 活動予算書

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

特定非営利活動法人ふぁいと

(単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	0	
賛助会員受取会費	0	0
2. 受取寄附金		
受取寄附金	0	
施設等受入評価益	0	0
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	0	0
4. 事業収益		
療育事業収益	80,500,000	
農業事業収益	2,000,000	82,500,000
5. その他収益		
受取利息	300,000	
雑収益	500,000	800,000
経常収益計		83,300,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 療育事業		
① 人件費		
給料手当	50,000,000	
法定福利費	8,000,000	
福利厚生費	900,000	
賞与	8,000,000	
人件費計	66,900,000	✓
② その他経費		
会議費	600,000	
旅費交通費	1,000,000	
地代家賃	4,000,000	
減価償却費	800,000	
支払手数料	400,000	
交際費	1,600,000	
広告宣伝費	300,000	
通信費	700,000	
消耗品費	1,000,000	
事務用消耗品費	100,000	
修繕費	300,000	
水道光熱費	1,700,000	
保険料	400,000	
租税公課	3,500,000	
その他経費計	16,400,000	✓
(1) 農業事業		
① 人件費		
給料手当	0	
法定福利費	0	
福利厚生費	0	
賞与	0	
人件費計	0	
② その他経費		
会議費	0	
旅費交通費	0	
地代家賃	0	

減価償却費	0		
支払手数料	0		
交際費	0		
広告宣伝費	0		
通信費	0		
消耗品費	0		
事務用消耗品費	0		
修繕費	0		
水道光熱費	0		
保険料	0		
租税公課	0		
その他経費計	0		
事業費計		83,300,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費			
減価償却費			
支払利息			
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			83,300,000
当期経常増減額			0
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			0
前期繰越正味財産額			139,219,445
次期繰越正味財産額			139,219,445

※当該年度はその他の事業の実施を予定していません。